

千葉大学大学院専門法務研究科

法務専攻

目 次

I	認証評価結果	2-(2)-3
II	章ごとの評価	2-(2)-4
	第 1 章 教育目的	2-(2)-4
	第 2 章 教育内容	2-(2)-5
	第 3 章 教育方法	2-(2)-8
	第 4 章 成績評価及び修了認定	2-(2)-10
	第 5 章 教育内容等の改善措置	2-(2)-15
	第 6 章 入学者選抜等	2-(2)-16
	第 7 章 学生の支援体制	2-(2)-18
	第 8 章 教員組織	2-(2)-20
	第 9 章 管理運営等	2-(2)-23
	第 10 章 施設、設備及び図書館等	2-(2)-25
III	意見の申立て及びその対応	2-(2)-27
<参 考>		2-(2)-49
i	現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-51
ii	目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	2-(2)-52
iii	自己評価書等	2-(2)-53

I 認証評価結果

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準4－1－1及び基準4－3－1を満たしていないため。

その具体的な内容は、次のとおりである。

- 不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行う「過年度試験制度」は、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方という観点から問題がある。
(基準4－1－1 関連)
- 成績評価における考慮要素について、平成18年度において、一部の授業科目で正課外に行われた特講の成績を考慮要素の一つとしているものがある。(基準4－1－1 関連)
- 法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目「法情報基礎」の単位を修得したものとみなしており、これが適正な判定方法によるものであることが明らかにされておらず、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっていない。(基準4－3－1 関連)

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、教育理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員15年以上の実務経験を有している。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室と専門法務研究科図書室が近接しているとともに、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能であることから、専門法務研究科図書室との有機的連携が確保されている。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野として基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などによって厳格に設計され、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積などを通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の教育理念・目的は、「常に生活者の視点を忘れない、『心』ある法律家を輩出すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、生活者にとっての法務サービスの必要性が高い授業科目の設置、少人数教育の実施、双方向的又は多方向的な討論を通じた法的思考・議論の能力の鍛錬を重視する教育指導、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念・目的を効果的に実現するために、1年次には基本7法分野の基本構造の理解、2年次には比較的単純な事案への法適用能力及び要件事実を発見・認定する実務的な能力の修得、3年次にはより広い分野の法適用能力及びコミュニケーション・事実抽出・文書作成能力を修得させる授業科目の配置などにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の授業科目が配置されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目が配置されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。

ただし、法律実務基礎科目に配置されている授業科目「民事法総合演習」の教育内容が、法律実務を意識した内容を含んでいるものの、実質的に法律基本科目に当たる。

(2) 法律実務基礎科目としては、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、クリニック及びエクステーンシップに係る授業科目が配置されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容

になっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法社会学」、「法哲学」、「英米法」、「日本法制史」、「法律英語」等が配置されており、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な教育内容になっている。

(4) 展開・先端科目としては、①市民生活法務、②企業法務、③公共法務の3つの履修モデルをもとに、①市民生活法務では、授業科目「医事法」、「土地・住宅法」、「消費者法」、「民事執行法」等、②企業法務では、「労働法」、「倒産法」、「知的財産法2」等、③公共法務では、授業科目「環境法」、「独占禁止法基礎」、「国際法」等がそれぞれ配置されており、一部の授業科目について、その教育内容がシラバスとは異なり、かつその内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっており、また授業科目の名称も適切ではないものの、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容になっている。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることなく、必修科目、選択必修科目及び自由選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

実質的な内容が法律基本科目に当たる授業科目を整理すると、法律基本科目については、必修科目及び自由選択科目であり、その必修総単位数は、公法系科目12単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位の合計56単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として配置され、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事実務基礎1」が必修科目及び授業科目「民事実務基礎2」(各2単位)が自由選択科目として配置され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事実務基礎」(2単位)が必修科目として配置されている。法情報調査は、授業科目「法情報基礎」が1年次必修科目として配置されているほか、2年次配当の必修科目である法律基本科目の授業科目「民事訴訟法1」及び「民事訴訟法2」の中で適宜指導が行われ、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事実務基礎1」の中で適宜指導が行われている。また、クリニック及びエクスターンシップは授業科目「実践リーガルライティング」が配置されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 授業科目「民事法総合演習」が法律実務基礎科目に配置されているため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
- 授業科目「行政法特論」について、教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。また、授業内容とシラバスの内容に相違があるため、合致させるとともに、授業科目の名称を改める必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育にかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、25人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材や具体的な事件記録に基づく事例を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を中心としつつ質疑を併用した双方向的な授業が実施され、2年次以降配当の授業科目において、あらかじめ指定された判例や事例問題等を題材として、少人数による質疑応答を中心とする双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施され、特に演習科目では、事例問題を題材にした相互検討による授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「実践リーガルライティング」については、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバ

ス又は履修案内に記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、予習・復習に関する情報提供、メールによる学生からの質問への対応、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備などが講じられている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章の基準のうち、基準4－1－1及び基準4－3－1を満たしていない。

【根拠理由】

4－1－1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価の基準の設定、学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の学生への告知など、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制がおおむねとられているが、不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行う「過年度試験制度」を設けており、必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない。

成績評価の基準については、5段階評価が設定され、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針も設定され、これらは履修案内に記載されているほか、オリエンテーションや各授業科目担当教員からの説明を通じて、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、出席点が全員一律満点となっている授業科目があるなどその在り方に一部問題があるものの、期末試験、小テスト、レポート、出席状況・授業中の態度等としており、これについては履修案内及びシラバスに記載され、学生に周知されている。

ただし、平成18年度において、一部の授業科目で正課外に行われた特講の成績を成績評価における考慮要素の一つとしているものがある。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置については、成績評価について説明を希望する学生に対するオフィスアワー等を利用しての説明、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間による授業科目の成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、必修科目では担当教員により採点基準及び成績分布データ等の解説・講評が行われ、その他の授業科目では成績評価方法がウェブサイトに掲載されるなど必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、当該試験に係る再試験及び追試験は期末試験と同じ実施方法で行われており、配当年次が異なる別個の授業科目の再試験と追試験の間で同一の出題がなされ、かつ、異なる到達度をそれぞれ評価するための採点上の工夫がなされているとはいえない授業科目があるものの、再試験については厳正な成績評価が行われ、追試験については一定の要件に該当する学生にのみ実施されるなど、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、既修得単位の認定申請に基づき、教授会で単位を認定することとされており、教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、履修案内に記載されているほか、オリエンテーションによって学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、94単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)に関しては、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において修得した単位と合わせて、30単位を超えない範囲で

本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3 分の 1 以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法経学部の定期試験等における過去の出題内容を調査し、短答式試験の採点は、マークシート・リーダーとコンピュータにより機械的に自動処理され、論文式試験の採点の際も匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保っており、公平性、開放性、多様性が確保されている。

法学既修者認定試験は、論文式試験（憲法、民法、刑法）及び短答式試験（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）による法律科目試験が実施され、適性試験、口述試験、出願書類を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

ただし、法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目「法情報基礎」の単位を修得したものとみなしており、適正な判定方法によるものであることが明らかにされていない。

また、法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、28 単位を修得したものとみなしているが、上記の理由により修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられていない。

以上の内容を総合し、「第 4 章の基準のうち、基準 4-1-1 及び基準 4-3-1 を満たしていない。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行う「過年度試験制度」は、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方という観点から廃止する必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、出席点が全員一律満点となっているものが複数あり、出席点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた特講の成績を考慮要素の一つとしているものがあり、改善を図る必要がある。
- 配当年次が異なる別個の授業科目における再試験と追試験との間において、同一の設問が出題されているとともに異なる到達度をそれぞれ評価するための採点上の工夫がなされているとはいえないもの

があるため、改善を図る必要がある。

- 法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目「法情報基礎」の単位を修得したものとみなしており、適正な判定方法によるものであることを明らかにする必要があるとともに、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなるよう、改善を図る必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「教育改善委員会」及び「教育方法研究会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、「教育改善委員会」による授業改善策の検討、「教育方法研究会」による研修の実施等が行われている。また、「学務委員会」による他の教員の授業見学と報告の義務付け、学生に対する授業評価アンケートが実施されている。さらに、オムニバスの授業科目や複数の細分化された授業科目がある科目分野では、関係教員グループによる検討・調整が行われている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、研究者教員と共同で担当する授業科目における教員相互間での検討・研鑽の実施、研究者教員による教育方法等の助言などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、学内での実務家による講演会、法曹関係者との実務的な研究会等への参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「入試委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる教育理念・目的に照らして、「一 首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹となることを志す者、二 高い知的能力を有するとともに、本研究科の上記目的に共感し、法による社会正義の実現に強く使命を感じる者」として設定し、ウェブサイトを通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の教育理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、法学未修者、法学既修者に、それぞれ「第一次試験」、「第二次試験」を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（法律科目試験、小論文試験問題）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価できるよう、第一次試験において、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験の成績、法学未修者3年コースについては小論文試験、法学既修者2年コースについては法律科目試験（短答式試験及び論文式試験）を行い、第二次試験において口述試験を課すことにより、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、学識及び課外活動等の実績の評価を重んじることとされており、志望理由書のほか、法学未修者コースについては、資格及び活動実績に関する調書の提出を求め、これらの出願書類をあらかじめ精査し、口述試験において、その内容を踏まえた質問を行うことで、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成 16 年度は約 53%、平成 17 年度は約 27%、平成 18 年度は約 39%、平成 19 年度は 40%であり、3 割以上確保されるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員 150 人に対し、平成 19 年度の在籍者数は 112 人であり、在籍者数について妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者受入について、入学辞退者数を見込んだ合格者数を決定し、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第 6 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第 6 章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、教育理念・目的に照らして、入学から修了までの間、クラス担任教員及び学生ごとの指導教員による個別学習相談、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学後においてオリエンテーションが行われ、教育理念・目的、カリキュラム、履修の方法、成績評価、修了要件などが説明されるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、入学時オリエンテーションにおける法律基本科目の勉強方法の説明、オフィスアワーにおける個別的な対応やクラス担任による学習相談などが行われている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、入学時オリエンテーションにおける典型的な事例を示しつつ理論的教育と実務的教育との関連についての説明、オフィスアワーにおける個別的な対応やクラス担任による学習相談などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るために、各教員、クラス担任・学務委員及び学生支援委員による毎週1コマ程度のオフィスアワーが設定され、教員室において、学習相談や学習上の助言が行われている。各教員のオフィスアワーの曜日・時限は、ウェブサイトに掲載され、事前周知が図られている。

また、学生の意見を汲み上げるため、学生と教員の懇談会を行うなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、非常勤職員が配置され、各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金及び地元金融機関による低金利ローンに関する情報の提供がなされるとともに、入学料・授業料の免除及び

徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、キャンパス内の総合安全衛生管理機構において健康相談や診療が行われているほか、生活相談については、全学の学生支援室や本法科大学院教員が学生生活相談を受付けている。また、各種のハラスメントに対する全学的な防止委員会が設置されるなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある者に対する支援として、入学者選抜試験において、学生募集要項の中で障害のある入学志願者に対する事前相談に係る内容が記載されており、受験の機会が確保されている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備としては、スロープ、エレベーター等を設置するなど整備充足に努めている。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、対象となる学生が入学した際には、必要な措置・対応策を講じる予定であり、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、法経学部を退職した教員が配置されている「就職相談室」の設置、大学院就職指導担当事務職員の配置及びクラス担任教員による相談体制など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「授業担当教員」において学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、ウェブサイトの「授業担当教員」において、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が学内外に開示されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、採用については「教員選考委員会」において、候補者の審査を経て、教授会において審議・決定する方法がとられており、昇任については教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、候補者の授業担当の適格性を考慮して、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 12 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて、専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）のいずれの分野にも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30 歳代から 60 歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員 15 年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の 3 分の 2 以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目及び展開・先端科目に配置される選択必修科目第 1 群であり、そのうち必修科目の授業は、約 7 割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 5 人いるものの、他の専任教員は 20 単位以下にとどめられており、適正な範囲内である。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられるよう努めている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、司書及び司書教諭資格を有する法経学部の手が配置されているほか、非常勤職員が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「授業担当教員」を通じて学内外に開示されている。
- 設置基準上必要な専任教員数12人に対して、教育理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員15年以上の実務経験を有している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である専門法務研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教授及び専任准教授（みなし専任教員を含む。）により構成されており、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「文学部・法経学部事務部」が組織され、庶務、人事、会計、施設及び学務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、また、学長裁量経費の配分を受けるなど、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、部局長連絡会、学長・理事と部局との懇談会等が開催されており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、本研究科の目的・教育理念、教育内容、教育方法、成績評価及び修了認定、教育内容等の改善措置、学生の受入れ、学生の支援体制、教員組織、管理運営等の項目が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、全教員（非常勤教員を含む。）で組織される「教育方法研究会」で審議・対応する体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証を行うよう努めている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院においては、法科大学院における教育活動等の状況について、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット、学生募集要項を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、一部の授業科目において試験答案が保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、「自己点検・評価委員会」の第三者評価担当教員により収集され、授業関係資料は本研究科助手事務室等に、その他の資料は文学部・法経学部事務部に5年間保管するものとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室及び演習室の一部については本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室及び演習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる非常勤教員室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、休祝日関係なく24時間使用できる専門法務研究科図書室と近接しているとともに、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能であるなど、自習室と専門法務研究科図書室との有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、各施設に、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室には、スクリーン、液晶モニターテレビ、DVDデッキ、プロジェクタ等が配備されている。また、自習室にはLANコンセントが整備され、パソコンを利用して法令集・判例集の検索・閲覧を行うことのできる「TKC法科大学院教育研究支援システム」が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室が整備されている。

専門法務研究科図書室は本法科大学院が専用とする施設であり、また、附属図書館及び法経学部法学科資料室は本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しているため、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

専門法務研究科図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

専門法務研究科図書室、附属図書館、法経学部法学科資料室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な図書及び資料が備えられている。

専門法務研究科図書室及び法経学部法学科資料室の所蔵する図書及び資料については、職員が日常的に整理整頓等の業務に従事しているほか、教員による推薦書や学生希望書等をもとに、法学系図書委員会において図書委員で審議・選定し、購入、配架、管理され、常に最新の資料が得られるようにするなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、主要法律雑誌のDVD、パソコン、プリンタ、複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 自習室と専門法務研究科図書室が近接しているとともに、パソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能であることから、専門法務研究科図書室との有機的連携が確保されている。
- 専門法務研究科図書室に司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。

【特記すべき事項】

- 自習室並びに専門法務研究科図書室については、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

なお、このうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に置く意見申立審査専門部会の議を踏まえ、法科大学院認証評価委員会において当該意見の申立てへの対応を決定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容とそれへの対応を示し、意見申立審査専門部会の審査結果報告についても参考として原文のまま掲載しています。

申立件数：4

（申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第4章 基準4-1-1 【対象となる項目】 ①【I 認証評価結果 「具体的な内容」第1項目】（評価結果（案）1頁） <u>不可となった授業科目について翌年度に筆記試験のみの合格で単位認定を行う「過年度試験制度」は、厳格な成績評価及び適切な単位認定の在り方という観点から問題がある。（基準4-1-1関連）</u> ②【根拠理由】4-1-1（評価結果（案）8頁3行目から5行目） <u>…不可となった授業科目について翌年度の筆記試験のみの合格で単位認定を行う「過年度試験制度」を設けていることなど、必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない。</u> 【意見】	【対応】 基準を満たしていないとする判断に変更はないが、「根拠理由」に関して、次のとおり修正を行う。 …不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行う「過年度試験制度」を設けており、必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない。 （なお、これに伴い、「具体的な内容」及び「改善を要する点」に関しても修正を行う。） 【理由】 過年度試験制度は、厳格な成績評価や単位認定制度の在り方から見て不適切であり、当該制度が存在すること自体に問題があるため。 なお、過年度試験制度の内容をより正確に表すため、「根拠理由」の「翌年度の筆記試験のみの合格で単位認定を行う」を「翌年度の筆記試験の合格とその前年度の平常点等を合わせて単位認定を行う」に修正し、また、「過年度試験

当該各部分を、以下のように削除・修正することを求める。 ①については、法科大学院評価基準に適合していないとする具体的な内容として不適切であり、その削除を求める。 ②については、以下のように修正することを求める。 …不可となった授業科目について翌年度の筆記試験の成績を合わせて単位認定を行う「過年度試験制度」は、平成19年度では運用されていないが、当該制度が残存していることなど、一部に必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていないことが懸念される面も認められる。 【理由】 ①について 第1に、平成19年11月8日付けで提出した「訪問調査時の確認事項」8頁において示したとおり、過年度試験制度は、「筆記試験のみの合格で単位認定を行う」制度ではない。過年度試験の受験には、受講した年度において、授業出席、課題提出等の期末試験以外のすべての単位取得要件を満たすことを要求している。「筆記試験のみの合格で」単位認定しているとするのは、誤認がある。 第2に、平成19年11月27日付けの提出書面「上申書及び追加資料」8頁（第6項）において示したように、過年度試験制度は、「時間割編成上の理由から設けられた例外的な」措置であり、一般的に運用している制度ではない（なお、当該提出書面は、評価対象に含まれることは貴機構において確認されている。）。 本法科大学院のような小規模校においては、すべての再履修者に再履修を可能とするための時間割を編成することは困難となる場合も生じ得るのが実情であり、本制度はそのような場合に備えてあくまで例外的措置として設けたものである。本評価では、例外的措置であることを	制度」を設けていることなど」の「など」は後述の「一部の授業科目で正課外の学習の成績を考慮要素の一つとしている」点を示すものであり、重複しているため「「過年度試験制度」を設けており」に修正する。 （意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）
--	---

無視ないしは軽視しており、実情を適正に評価しているとはいえない点で問題がある。

第3に、例外的措置である過年度試験制度については、その運用においても例外的・限定的に行うことに特段の配慮をなしていることは、平成19年11月19・20日の訪問調査時の責任者面談において回答したところである。その際、例えば、平成19年度前期「会社法1」においては、前年度の当該科目の評価が不可であった学生が2名いるが、いずれも平成19年度の授業を受講の上、期末試験を受験しており、過年度試験制度を利用していないことについても説明したとおりである。また、平成19年11月27日付けの前掲提出書面8頁においても、「その対象となった学生は、平成19年度前期には存在せず、したがって、過年度試験を受験した学生も存しないことは、既に回答したところである」旨上申したところである。

平成19年度後期においても、この制度の運用は行っており、再履修者は正課の授業・補講を再受講している。

第4に、過年度試験制度による受験者は、平成18年度に5名存すること（平成17年度は0名である。）は、平成18年度の予備評価における自己評価書43頁において開示しているが、予備評価においては、当該制度については何らの指摘も受けていない。平成19年3月28日付けで送付された本法科大学院に対する（予備評価）評価報告書は、この点について、認証評価（予備評価）結果（7－8頁）においても、評価基準4－1－1の根拠理由（15頁）においても、何ら触れるところがない。

しかし、平成19年度の本評価において、一転してこれを問題視するのみならず、評価基準に適合していない理由として指摘することは、如何にも不意打ちというべきであり、貴機構における認証評価の継続性に疑問が生じる。仮に指摘するとしても、「改善を要する点」としての指摘にとどめることが妥当であると考える。

第5に、平成18年度には過年度試験制度を利用する学生が存したが、前述のとおり、あくまで例外的制度であることからその運用にも十分に留意しているものであり、この点を含めて評価すれば、評価基準に適合していない理由として掲げることには至らないものとする。

第6に、過年度試験制度については、上述のとおり、あくまで例外的な制度であるが、誤解を招くおそれがあることも確かである。過年度試験制度の存在自体が適切ではないとの貴機構の指摘については本法科大学院において尊重したいと考える。当該制度を廃止することは、平成19年11月19・20日の訪問調査の面談時に表明し、また、平成19年11月27日付けの前掲提出書面8頁においても、「当該制度が適切ではないとするご指摘については真摯に受けとめており、廃止する措置を採ることを面談時に表明したところである」旨説明している。当該制度の廃止については、平成19年12月19日の教授会において表明し、平成20年2月13日の教授会において研究科規程を改正し、当該制度を定める規定を削除した。

以上の理由により、上記意見を申し立てる次第である。

②について

第1に、過年度試験制度については、前述①に示したとおりであり、再掲しない。

第2に、過年度試験制度を除くと、「など」とはどのような点を指摘しているかは、必ずしも明らかではない。そうすると、本根拠理由では、「どのような点が『客観的ではない』とするのか、また、どのような点が『厳正に行われていない』とするのかが不明であり、具体的に特定されなければ、本法科大学院の成績評価全体がそのような内容であるとの誤認を生ぜしめる」

(平成19年11月27日付けの前掲「上申書及び追加資料」7頁(第5項))おそれがある。一部分に、必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行わ

れていないことを疑わせる面もあるという趣旨であれば、意見で示したように修正することが必要となると考える。 第3に、「必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない」とする評価は、評価を受ける側においては、極めて深刻かつ重大な評価であり、評価する側においては、その範囲の特定性、内容の厳密性が強く求められるものと考ええる。慎重な対応を求めたい。 第4に、本法科大学院の成績評価が、相当の部分において「必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない」とすると、修了生の力量は乏しいはずであり、新司法試験の結果に客観的に結実することも期待できないこととなる。しかし、本法科大学院修了生は新司法試験において良好な成果を上げており、この事実からみても、「必ずしも客観的かつ厳正な成績評価が行われていない」とする評価は、そのことが確認できる点があるとしても、それは一部分において認められたことを意味するにすぎないと考える。 以上の理由により、上記意見を申し立てる次第である。	
---	--

(申立2)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第4章 基準4-1-1 【対象となる項目】 ①【Ⅰ 認証評価結果 「具体的な内容」第2項目】(評価結果(案) 1頁) <u>成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われる特講の成績を考慮要素の一つとしているものがある。(基準4-1-1 関連)</u>	【対応】 基準を満たしていないとする判断に変更はないが、「根拠理由」に関して、次のとおり修正を行う。 ただし、<u>平成18年度において、一部の授業科目で正課外に行われた特講の成績を成績評価における考慮要素の一つとしているものがある。</u> (なお、これに伴い、「具体的な内容」に関しても修正を行う。)

②【根拠理由】 4－1－1（評価結果（案） 8 頁12行目から13行目・第3段落） ただし、一部の授業科目で<u>正課外に行われた特講</u>の成績を成績評価における考慮要素の一つとしているものがある。 ③【改善を要する点】 第3項目（評価結果（案） 11頁） <u>成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた特講の成績を考慮要素の一つとしているものがあり、改善を図る必要がある。</u> 【意見】 当該各部分を、以下のように削除・修正することを求める。 ①については、法科大学院評価基準に適合していないとする具体的な内容として不適切であり、その削除を求める。 ②については、以下のように修正することを求める。 ただし、<u>過去において特定のごく一部の授業科目で過渡的措置として行われた事前補講</u>の成績を成績評価における考慮要素の一つとしていたものがあった。 ③については、既に解消していることであり不適切であるので、その削除を求める。 【理由】 第1に、①から③の評価は、事実を正確に把握した上での評価とはいえない。平成18年度において、事前補講の成績を正課の授業の成績評価における考慮要素の一つとした授業科目があったことは事実であるが、そのような措置を採った経緯は、平成19年11月19・20日の訪問調査の面談時に説明したとおりである。	【理由】 当該措置は平成 18 年度において行われたものであることを明確にするため。 （意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）
--	--

すなわち、指摘されている授業科目は、同一教員が担当する2科目であるが、当該教員の専任教員としての着任が平成18年8月であり、当該科目の開講は後期とせざるを得なかったため、当該科目を前期から学びたいという一部の学生の強い要望に応えるとともに、当該科目に関する教育を補充するために、任意の補講形式による教育を行ったものである。これは特講ではなく、事前補講である。任意の補講形式を採用した理由は、事前の補講であるため、強制することは妥当ではないと判断したことによる。また、後期に開講される正課の授業科目の成績に加点する配慮をなしたことは、上記の一部学生以外の学生にも出席を促し、勉学の機会を公平に提供するとともに学習効果の向上を図ろうとしたことによる（これらの点は、貴機構より評価対象に含めることが確認されている平成19年12月6日付け提出書面「追加説明」2－3頁（第3項）においても示しているところである。）。本根拠理由では、ごく一部の科目で採られた措置であった事実が正確に反映されていない。

第2に、①から③の評価では、そのような状況が評価時点である平成19年度においても存在しているかのような表現がなされている。しかし、当該措置は平成18年度においてのみ一度だけ過渡的措置として行われたものにすぎず、平成19年度の本評価時点では既に解消しているのであり（この点も平成19年11月19・20日の訪問調査の面談時に説明するとともに、前掲平成19年12月6日付けの提出書面において示したとおりである。）、平成18年度における一過性の事実として評価に反映されるべきである。すなわち、本評価時点では既に解消している事実こそ重視されるべきである。

第3に、①から③の評価では、事実誤認があるということとどまらず、著しく誤解を生ぜしめる評価となっていることである。すなわち、それらの評価を素直に読めば、本法科大学院では、あたかも恒常的に一部の授業科目において、正

課外で特講が行われ、その成績が正課の授業科目の成績に反映されているかの印象を与え、著しく誤解を生ぜしめる内容となっている。そのような事実は全く存在せず、ごく一部の科目において一過性の事前補講が行われたことがあったにすぎないことは、第1及び第2の理由で述べたとおりである。 以上の理由により、上記意見を申し立てる次第である。	
---	--

(申立3)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第4章 基準4-3-1 【対象となる項目】 ①【I 認証評価結果 「具体的な内容」第3項目】(評価結果(案)1頁) <u>法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目「法情報基礎」の単位を修得したものとみなしており、これが適正な判定方法によるものであることが明らかにされておらず、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとっていない。(基準4-3-1関連)</u> ②【根拠理由】4-3-1(評価結果(案)11頁9行目から13行目・第3段落及び第4段落) <u>ただし、法学既修者として認定した者について、法律科目試験に含まれない授業科目「法情報基礎」の単位を修得したものとみなしており、適正な判定方法によるものであることが明らかにされていない。</u> <u>また、法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、28単位を修得したものとみなしているが、上記の理由により修得したもの</u>	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 法学既修者として認定した者について、法律科目試験の内容に含まれない教育内容である授業科目「法情報基礎」の単位を修得したものとみなしており、これが適正な判定方法によるものであることが明らかにされていないため。 また、そのため、法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとっていないため。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)

とみなされる単位数との関係を考慮した教育上
妥当な方法が用いられていない。

③【改善を要する点】第5項目（評価結果（案）
12頁）

法学既修者として認定した者について、法律
科目試験に含まれない授業科目「法情報基礎」
の単位を修得したものとみなしており、適正な
判定方法によるものであることを明らかにする
必要があるとともに、法学既修者として認定し
た者について認める在学期間の短縮が、修得し
たものとみなされる単位数との関係を適切に考
慮したものとなるよう、改善を図る必要がある。

【意見】

当該①から③の各部分を削除することを求
める。

【理由】

第1に、①から③の評価は、「法学既修者とし
て認定した者について、法律科目試験に含まれ
ない授業科目『法情報基礎』の単位を修得した
ものとみなして」いることについて、「適正な判
定方法によるものであることが明らかにされて
いない」ことを指摘している。しかし、「法情報
基礎」の単位認定においては、当該科目につい
て独立した科目試験が課されているかどうかと
いう形式的な点が重要なのではないと考える。

本法科大学院では、行政法を含む基本7科目
について短答式試験を実施し、憲民刑の3科目
については筆記試験を実施することにより、条
文の理解はもとより判例に関して基本的にして
的確な理解が得られているかどうかを確認して
いる。「法情報基礎」を含む1年次必修科目を修
得しているものとみなすかどうかは、これらの
「法律科目試験全体を通じて、法律学習の前提
となる当該科目の基礎的な学識の有無が判定さ
れる」ことにより判断していることは、説明し
たところである（平成19年11月19・20日の訪問

調査の面談時の説明及び貴機構において評価対象に含めることが確認された平成19年11月27日付けの提出書面(「上申書及び追加資料」8頁(第8項)参照)。

この点を実質的に判断すれば、「法情報基礎」が「法律科目試験に含まれていない」とする評価は、余りに形式的判断にすぎるのであり、実質的にみれば、上記の法律科目試験全体を通じて「法情報基礎」について法律科目試験が実施されていると評価することができるものと考ええる。

第2に、①から③の評価において、「法情報基礎」について、法律科目試験が単独では実施されていないことそれ自体が形式的に問題であると理解しているのであれば、評価基準4-3-1では、法学既修者の単位認定に当たっては、法律科目試験の実施を必須のものとして要求しているわけではないことと矛盾する。この点は、同基準では、「法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること」を求めていることから明らかである(後述する第3の理由は、評価基準4-3-1にいう「その他の教育上適切な方法」に当たることも、同所に説明するとおりである。)

また、法律科目試験の実施が常に要求されているわけではないことは、解釈指針4-3-1-3において、「法律科目試験に含まれない科目の単位を修得したものとみなす場合」を掲げていることから明らかである。したがって、当該根拠理由が示す「法律科目試験に含まれない授業科目『法情報基礎』の単位を修得したものとみなし」ていることが、当該根拠理由で示された「適正な判定方法によるものであることが明らかにされていない」ことにはならないと考える。

第3に、当該科目は、主要な法律分野における法律情報の検索・収集の基本的な能力を修得することをねらいとするが、基本7科目については、上述第1の理由で示したとおり、判例な

どの理解を問う設問で構成されている法律科目試験を通じてその基本的能力の判定は可能である。

また、他の法分野において当該科目を修得しているかどうかの判断に当たっては、評価基準4-3-1が示すように、「その他の教育上適切な方法が用いられている」ことによって、「法学の基礎的な学識を有する」か否かを十分に判定することができる考える。この点については、本法科大学院においては、(1)受験生から提出される成績証明書の確認において、(2)志望理由書及び経歴事項の確認により、さらに(3)口述試験を通じて、それらの法分野における法律学習経験あるいは演習科目の履修状況を確認することにより、法情報検索に係る学識の有無あるいは科目履修状況を判定していることは、既に説明したところである（平成19年11月19・20日の訪問調査の面談時の説明及び平成19年11月27日付けの上記提出書面8頁（第8項）参照）。

これらの(1)から(3)の方法による判定は、解釈指針4-3-1-3にいう「適正な判定方法であることが明らかにされていること」に該当すると考える。

第4に、①から③の評価において、「修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられていない」とする評価には疑問がある。この評価が、入学試験における法学既修者であることの認定手続において「教育上妥当な方法が用いられていない」ことをいうのであれば、上記第1から第3の理由により適切な評価とはいえないものであり、また、そうではなく、仮に入学後の本法科大学院の教育において「教育上妥当な方法が用いられていない」ことを指摘するものであれば、事実誤認がある。

すなわち、入学後においては、次の2点において、徹底した教育を行っているからであり、この点も平成19年11月19・20日の訪問調査の面談時において説明している。(1)法学既修者を含

むすべての入学者を対象に、電子的媒体を通じた法情報検索の説明会を実施して情報検索能力の向上に努めるとともに、司書の資格を有する助手を通じて検索指導が随時実施されており、当該科目に係る能力の向上に常に意を用いている。(2)本法科大学院で開講される授業科目のすべてにおいて課される課題を通じて、学生は常に各種の情報媒体の検索を行い、判例・文献にアクセスすることが要求・指導されている。これらの教育・指導は、法科大学院における教育上妥当な方法であることは明らかであり、「教育上妥当な方法が用いられていない」とする評価は、これらの点を見落とした事実誤認に基づくものである。 以上の理由により、上記意見を申し立てる次第である。 なお、上述した4点の理由により、上記意見は認められるものとするが、当該科目を既修得単位として一括認定に含めることについて、今後も評価基準の解釈上の争いが続くことを避けるため、来年度から「法情報基礎」を既修得単位の一括認定単位数から除外することとし、この点は平成20年2月13日の教授会において決定したところである。	
---	--

(申立4)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第4章 基準4-1-1、基準4-3-1 【対象となる項目】 ①【I 認証評価結果 本文及び理由】(評価結果(案)1頁) (本文) 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 基準4-1-1及び基準4-3-1を満たしていないため。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)

(理由) <u>理由：基準４－１－１及び基準４－３－１を満たしていないため。</u> ②【第４章 １ 評価の結論】(評価結果(案) 11頁) 以上の内容を総合し、「<u>第４章の基準のうち、基準４－１－１及び基準４－３－１を満たしていない。</u>」と判断する。 ③【第４章 ３ 第４章全体の状況】(評価結果(案) 12頁) <u>当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。</u> 【意見】 当該各部分を以下のように修正・削除することを求める。 ①については、以下のように修正・削除することを求める。 本文においては、「千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に<u>適合している。</u>」とし、理由は削除することを求める。 ②については、以下のように修正することを求める。 以上の内容を総合し、『<u>第４章のすべての基準を満たしている。</u>』と判断する。 ③については、以下のように修正することを求める。 当該章の基準の<u>すべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。</u> 【理由】	
--	--

第1に、本意見の申立て事項の第1点、第2点及び第3点が認められるならば、基準4-1-1及び基準4-3-1を満たすこととなり、上記意見のように修正されるものとする。

第2に、本法科大学院を含めて、いずれの法科大学院においても、年度毎に教育上の改善・改良に日々真剣な努力が傾注されているのであり、認証評価機関としては、これらの真剣な努力を見据えて評価することこそが肝要である。過去に一時的に評価基準を満たしていない状況があれば、それを問題視し形式的に違反があるとして評価基準に適合していないと判定することは、法科大学院教育の発展を促す評価の本旨からみれば、むしろその説得力を弱めるものとなる。認証評価の要諦は、教育機関としての発展をいかに促すか、教育機関としていかに育てるかにあるものとする。

また、予備評価を含めた認証評価の継続性に十分な配慮がなされることも、認証評価の信頼性確保の観点からみて重要であるとする。

これらの観点からみれば、上記2つの基準を満たしていないとすることは、必要にして十分な範囲を超えた、形式的かつ過度の判断となっている。本法科大学院が抱える問題とその克服に向けた取組状況を的確かつ実質的に評価されることを求めるものである。

以上の理由により、上記意見を申し立てる次第である。

(参考)

意見申立審査専門部会の審査結果報告

(申立 1)

対象となる章及び基準	第 4 章 基準 4 - 1 - 1
審 査 結 果	意見申立には理由がない
【 理 由 】 (1) この点に関し、意見申立書「(4)理由」において、過年度試験制度は、時間割編成上の理由から設けられた例外的措置であること、運用においても例外的・限定的に行うことに特段の配慮をなしていること、また平成 19 年度において過年度試験の利用実績がないこと、この点を含めて評価すれば、評価基準に適合していない理由として掲げるには至らないものと考えたことを法科大学院側は述べている。 (2) これに関し、評価結果(案)の原案を作成した評価部会は、同制度が時間割編成上の問題を解消することを目的としていることは確認できたものの、本来このような問題は時間割編成上の工夫で対処すべき問題であること、成績評価は授業の履修を通じた学修の成果に対して一体的に行うものであることから、単位修得できなかった者には改めて授業を履修させ、その学習の成果を評価することが原則であり、前年度の履修のうち平常点のみを切り離して、これを翌年度の筆記試験とあわせて成績評価を行う本制度は成績評価や単位認定制度の在り方からみて不適切といわねばならず、また事実上再試験を 2 回行うものでもあり厳格な成績評価の観点からも適当ではないとし、それが例外的な措置であるか否か、又は運用において配慮がなされているか否か、さらには利用実績があるか否かにかかわらず、このような制度が存在すること自体を問題視し、基準を満たしていないと判断している。 成績評価や単位認定制度に鑑みれば、当該制度は厳格な成績評価の観点から問題があり、当該判断は妥当である。 (3) また、法科大学院側からは、過年度試験制度は、筆記試験のみの合格で単位認定を行う制度ではなく、誤認があること、また、平成 18 年度に行われた当機構の予備評価時において同大学が提出した自己評価書に過年度試験制度の説明があったが、特に問題を指摘されなかったこと、さらに評価過程における問題点の指摘を受け、すでに過年度試験制度の廃止を決定していることが述べられている。 これに関し、同評価部会は、成績評価は当該年度における授業の履修を通じた学習の成果に対し、平常点等と期末試験とを一体的に評価して行われるものであり、単位認定前年度の授業における成績評価の一部をなす平常点等を、その次年度である単位認定年度の授業の平常点等として評価することは成績評価の在り方として不適切であり、過年度試験制度は結果的に単位認定年度において考慮すべき平常点等を考慮していないことになると	

判断している。

成績評価や単位認定制度に鑑みれば、当該年度の単位認定は当該年度の授業の履修を通じた学習成果に対し、当該年度において行われた授業の平常点及び期末試験の評価に基づき行われるべきであるから、過年度試験制度を設けていることを理由に基準4－1－1を満たしていないとする評価部会の判断は、結論において妥当である。

ただし、評価結果（案）第4章【根拠理由】第1段落3～4行目の「不可となった授業科目について翌年度の筆記試験のみの合格で単位認定を行う『過年度試験制度』を設けていること」という表現については、評価委員会が当該制度を「筆記試験のみをもって単位認定を行う」試験制度と理解しているものと誤解される恐れもあり、「単位認定年度の前年の平常点と単位認定年度の筆記試験結果を合わせて単位認定を行う過年度試験制度を設けていること」が問題であることを端的に指摘し、単位認定年度の成績以外の資料を利用する点に問題があることを明確にするなど、その表現には工夫を施すことが望ましいと判断する。

- （4） また、予備評価時に過年度試験の問題が指摘されなかったことについて、同評価部会は、平成18年度の予備評価時の自己評価書においては本文中に過年度試験制度の記述はなく、引用資料にわずかにその存在を示唆する記述があった程度だったため、平成18年度の評価においては、当該制度の存在を認識できなかったと思われると、その経緯を説明している。

当該予備評価時の自己評価書の関係部分を確認したところ、引用資料まで見れば確かに「過年度試験制度」の文言はあるが、これをもって当然に過年度試験制度の存在やその具体的内容まで明瞭に把握できるとは言いきれないと思われ、これをもって当機構における認証評価の継続性に疑問が生じるとする法科大学院側の主張は首肯しかねる。

- （5） さらに、すでに過年度試験制度の廃止を決定していることについては、その方向性は大いに評価できるものの、当該制度の廃止（研究科規程の改正）が実際に行われたのが評価結果（案）通知後であり、これをもって遡って評価結果に影響を与えるものとはできないと判断する。

- （6） 以上を踏まえると、基準4－1－1を満たさないものとする評価結果（案）は妥当であると判断する。

- （7） なお、基準適合性の判断とは直接関係ないが、【根拠理由】に関する法科大学院側の「過年度試験を除くと、『など』とはどのような点を指摘しているか必ずしも明らかでなく、具体的な特定がなければ本法科大学院の成績評価全体が客観的かつ厳正に行われていないとの誤認を生ぜしめるおそれがある」との主張については、この「など」が、後述されている「一部の授業科目において正課外の学習の成績を考慮要素の一つとしている」点を指すものであることは原文のままでも読み取れるが、法科大学院側の主張にも一定の理由があるものと認められるため、本根拠理由の文章については、「など」の意味が明確となるよう修正することが望ましいと判断する。

(申立2)

対象となる章及び基準	第4章 基準4-1-1
審査結果	意見申立には理由がない

【理由】

- (1) 意見申立書「(4)理由」においては、当該措置は平成18年度にのみ一度だけ過渡的措置として行われたものに過ぎず、平成19年度の本評価時点では既に解消しているものであるから、本評価時点では既に解消している事実こそ重視されるべきであること、現在の評価結果(案)では、これが一時的過渡的なもので現在は解消されていることが適切に表現されていないことが述べられている。
- (2) 当機構の認証評価においては、法科大学院において厳格な成績評価が実際に行われているかを判断するため、指定した授業科目について試験答案及び成績評価があらかじめ定められた考慮要素ごとの配点基準どおりとなっているかなどを確認することとされている。
- この確認は、すべての授業科目について行うことは事実上困難であることから、指定した一定の授業科目を抽出して行うこととし、また、前後期にわたって指定した科目の成績評価プロセスの全体を確認する必要性や書面調査・訪問調査の時期を勘案し、これらの確認は当該年度のものではなく、前年度のものについて行うことを基本としている。
- したがって、平成19年度の評価においては、平成18年度の成績評価の状況を確認することが基本とされているため、今回平成18年度の状況について問題が指摘された評価結果(案)となっているものである。
- (3) このように実際の評価対象年度とのずれが生じることになっているが、評価実施前年度の成績評価の状況を確認することが基本とされていることには合理的な理由があり、この手法には問題はなく評価結果(案)は妥当であると判断する。
- (4) また、法科大学院側からは、評価結果(案)で指摘されている問題は、ごく一部(2授業科目)で採られた措置に過ぎないものであり、現在の評価結果(案)はそのことが正確に反映されていないとの意見が述べられている。
- しかし、評価結果(案)においては、「一部の授業科目」と記述しており、事実が正確に反映されていないとまではいえない。
- さらに、法科大学院側からは、記述にある「特講」は事前補講であり、事実を正確に把握していないとの意見も述べられているが、評価結果(案)の原案を作成した評価部会は、当機構が法科大学院から提出を受けた資料の中にあった名称を用いたものであり、また補講とは、正課の授業における休講に対し、又は進捗の状況により実施する授業を指すのが通常であり、正課の授業とは別に実施されたものを誤解なく表すため「特講」の表現を用いたものである。
- このような事情を勘案すれば、特講の表現を用いることが事実を正確に反映していないとはいえず、むしろ事実を正確に反映するためにはより適切な表現であると判断する。

- (5) 以上の理由から、基準4－1－1を満たさないものとする評価結果（案）は妥当であると判断する。
- (6) ただし、今回問題となっている措置は、個々の教員の成績評価の在り方の問題ではなく、法科大学院が組織的に一定の事情から過渡的措置として単年度限りで実施したものであることから、評価結果が平成18年度の状況を問題としたものであることを明確にするなど、評価結果（案）の記述に工夫を施すことが望ましいと判断する。

(申立3)

対象となる章及び基準	第4章 基準4-3-1
審査結果	意見申立には理由がない

【理由】

- (1) この点に関し、意見申立書「(4)理由」において、同法科大学院が実施している法律科目試験では、基本7科目の短答式試験及び憲民刑の3科目については筆記試験を実施することにより、条文の理解はもとより判例に関して基本的にして的確な理解が得られているかどうかを確認していること、「法情報基礎」を含む1年次必修科目を修得しているものとみなすかどうかは、これらの法律科目試験全体を通じて、法律学習の前提となる当該科目の基礎的な学識の有無が判定されることにより判断していること、また、この点を実質的に判断すれば、「法情報基礎」が法律科目試験に含まれていないとする評価は余りに形式的判断にすぎること、「法情報基礎」について、法律科目試験が単独では実施されていないことそれ自体が形式的に問題であると理解しているのであれば、評価基準との関係で矛盾があることが法科大学院側から述べられている。

これについて、評価結果(案)の原案を作成した評価部会は、授業科目「法情報基礎」のシラバスの内容をみると、その目的・内容が法情報の検索・収集の適切な能力を修得するものであり、いわゆる法情報調査の内容に相当するものであるのに対し、法律科目試験は基本7法を範囲とするもので、法情報調査の能力を判定することができる内容を含んでいるものとは考えにくいとの判断をしており、法律科目試験で「法情報基礎」に係る独立の科目試験が課されていないことを問題としているわけではなく、現在実施されている法律科目試験の内容に実質的に法情報基礎に係る内容が含まれていないと判断しているところである。

本意見申立審査専門部会においても、授業科目「法情報基礎」のシラバス及び法律科目試験の内容を確認したが、法律科目試験は基本7法の内容自体を試験範囲とするものであり、この試験内容をもってシラバスにあるような法情報基礎の能力の有無を確認できるとは判断し難く、評価結果(案)は妥当であると判断する。

- (2) また、法科大学院側からは、当該授業科目は、主要な法律分野における法律情報の検索・収集の基本的な能力を修得することをねらいとしているが、法律科目試験では、基本7科目について判例などの理解を問う設問で構成されていることから、その基本的能力の判定は可能であると述べられているが、判例を理解していることと判例を含めた法情報の検索・収集の能力があることは同一ではなく、判例を用いた基本7法の設問の理解があれば、直ちに「法情報基礎」で学ばせる法情報の検索・収集の能力があると判定するのは、無理があるといわざるを得ない。

また、法科大学院側は、評価基準4-3-1にある「その他の教育上適切な方法が用いられている」ことによって「法学の基礎的な学識」の有無を判定していると述べており、具体的には、(1)受験生から提出される成績証明書の確認において、(2)志望理由書及び経歴事項の確認により、さらに(3)口述試験を通じて、それらの法分野における法律学習経験あ

るいは演習科目の履修状況を確認することにより判定していることを述べている。

これについて、同評価部会は、法情報調査の教育内容の性格上、これらの方法で法情報検索・収集に係る学識の有無について判断し、また2単位を与える授業科目に相当する内容を修得したものとみなすことができるかについては極めて疑問であると判断している。

法情報調査の教育には、法科大学院において実務家法曹として必要な教育内容が行われることが求められており、法学既修者といえども、かかる判定方法でこれを修得したものとみなすことができるとするのは疑問があると思われ、教育上妥当な方法であることが明らかにされているとまではいえないと判断する。

- (3) さらに法科大学院側からは、在学期間の短縮について「修得したものとみなされる単位数との関係を考慮した教育上妥当な方法が用いられていない」とする評価には疑問があるとの意見が述べられている。

この記述は基準4-3-1のうち、解釈指針4-3-1-5に係る分析であるが、同指針においては「法学既修者として認定した者について認める在学期間の短縮が、修得したものとみなされる単位数との関係を考慮したものとなっていること」と定められているところ、同法科大学院は28単位を修得したものとみなし、1年間在学期間を短縮している。

授業科目「法情報基礎」について修得したものと認定するに当たり、教育上適切な方法により認定が行われているとはいえないことは前述のとおりであり、評価結果(案)は、1年次必修科目である当該授業科目を修得したものと認定し、法学未修者が1年次に修得すべき授業科目の単位をすべて履修したものである点が、在学期間の短縮と修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとはいえないと判断しており、この判断は妥当であると判断する。

- (4) これらの内容を踏まえると基準4-3-1を満たさないものとする評価結果(案)は妥当であると判断する。

(申立4)

対象となる章及び基準	①Ⅰ 認証評価結果 ②Ⅱ 章ごとの評価 第4章 1 評価 ③Ⅱ 章ごとの評価 第4章 3 第4章全体の状況
審 査 結 果	意見申立には理由がない
【理 由】 意見申立書の「(4)理由」において、基準4-1-1及び基準4-3-1に適合していると法科大学院が主張しているが、すでに申立1、申立2及び申立3につき述べたとおり、その主張には理由がない。	

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
- (2) 所在地 千葉県千葉市
- (3) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）
学生数 112 人
教員数 18 人（うち実務家教員 4 人）

2 特徴

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻（法科大学院）は、平成 16 年 4 月に、主に首都圏において市民生活を支える法曹養成のための教育を行うことを目的として開設された法科大学院である。本研究科は、1 学年 50 名という比較的小さな入学定員ではあるが、首都圏において小規模ではあっても充実した高い水準の法曹教育の実現を目指している。

また、本研究科は、小規模校のメリットを活かし、首都圏を中心に粒揃いの意欲ある学生を集めることにより、学生相互の切磋琢磨及び学生と教員との緊密な対話を通じた研鑽の場を提供している。また、その立地条件・環境を活かし、広大なキャンパスにおいて伸び伸びとした学習環境を提供するとともに、教員その他のヒューマン・リソースや法律問題を多面的に考える機会を確保している。

本研究科の教育上の主眼は、日々の現実の中にある法律問題を鋭く認識し、その公正な解決を図るために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることができる柔軟な法的思考能力を有する人材の養成にあり、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家を輩出したいと考えている。これを実現するために、本研究科では以下のような特徴ある教育体制を整えている。

第 1 に、少人数教育を徹底している。法律基本科目の受講者数は、1 学年（定員 50 名）を 2 分して、1 クラス 25 名（実員数は年度により異なるが、20 名から 30 名）を原則とし（「インテンシブ科目」と称している。）、その他の授業科目においても、例外はあるが、履修者の分散もあり、同程度ないしはそれ以下の人数を受講者とする教育を行っている。

第 2 に、授業科目の配置について、1 年次においては基礎科目を配置し、2 年次には法律基本科目をインテンシブ科目として配置し、少人数教育を実施している。2 年次及び 3 年次には実務基礎科目及び先端・展開科目を配置し、また、基礎法学・隣接科目はいずれの年次においても履修できるように配置している。

第 3 に、基本科目の教育を重視し、特に 2 年次ではほとんどの授業科目をインテンシブ科目として少人数による双方向・多方向的な授業展開を通じて法的思考・議論の能力の練磨に努めている。

第 4 に、法律実務の基礎的素養を涵養するために、2 年次には民事及び刑事の実務基礎科目を少人数教育として実施し、3 年次には千葉県弁護士会の協力を得てエクスターンシップ（ローヤリング及びクリニックの要素を併有する。）科目として「実践リーガルライティング」を配置している。

第 5 に、生活者の日常的な問題と深くかかわる法分野を重視し、「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の 6 科目から 2 科目を選択必修として履修させることにより、市民生活を支える法曹の養成に肝要な科目を重視している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

- 1 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とする法科大学院である。
- 2 柔軟な法的思考能力を有し、知的能力の高さに加えて、社会正義の実現に貢献する気構えを持ち、弁護士として最先端の法分野で活躍する場合にも、また裁判官あるいは検察官として公に奉仕する立場にあっても、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の育成を目指している。
- 3 このような本研究科の教育目的及び理念を実現する上で、多様な方面で活躍する有為な法曹人材の育成に努めることはもちろんであるが、とりわけ首都圏における市民の日常生活上の法律問題に積極的に取り組み、市民生活を支える法曹を養成することが、本研究科の最も重要な任務であると考えている。
- 4 このような教育目的・理念を掲げる本研究科にとっては、多彩な学問的・社会的背景を有する学生が集い、それぞれの実社会における経験に根ざしながら、狭い意味での法律学にとどまらない自由闊達な発想を受容することが極めて重要な意義を有する。1 学年定員の 30% を 3 年在学予定者とし、多様なキャリア・バックグラウンドを有する学生を受け入れようとする入学者選抜上の基本方針は、かかる趣旨に基づくものである。
- 5 また、本研究科では、その目的を達成するために、以下のような教育方針・方法を採用している。
 - (1) 1 学年 50 名という少人数教育を行う。この学生数は、法科大学院として理論と実務を架橋する質の高い専門職教育を実践し、かつ、すべての学生の勉学状況に目配りがきく適正規模と考えている。
 - (2) 教育方法として、法律基本科目においては、定員 50 名の学生を 2 クラスに分け、1 クラス 25 名編成による教育指導を行い（当該科目を「インテンシブ科目」という。）、双方向・多方向的な討論を通じた法的思考・議論の能力の鍛錬を重視する。具体的な事例の検討を通して、抽象的な法の理念にとどまらない実践的な法技術を涵養するとともに、紛争や問題を抱えた当事者の痛みに対する感性に配慮した教育に努める。
 - (3) 法科大学院で開設される多様な授業科目の中において、一般市民にとって最も身近な法的紛争に関する科目として、「労働法」、「環境法」、「ジェンダーと法」、「医事法」、「土地・住宅法」及び「消費者法」の 6 科目から 2 科目を選択必修科目として履修を義務付けることにより、生活者の視点及び当該法分野の基本的理解を習得するとともに応用能力を育成する。
 - (4) 法律実務の基礎的な素養を涵養するために、民事及び刑事の実務基礎科目をインテンシブ科目として設置するとともに、千葉県弁護士会の全面的協力を得てエクスターンシップ（ローヤリング及びクリニックの要素を併有する。）科目として「実践リーガルライティング」を開設している。
 - (5) 実定法にとどまらない視野の広い法学的素養と洞察力を身に付けさせるために、「法哲学」や「英米法」等の基礎法学科目を選択必修科目として配置し、いずれの年次においても履修できる編成としている。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書等 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/houka/jiko_chiba_h200803.pdf